

令和6年度第4回幕別町男女共同参画審議会議事録

1 開催日時

令和6年12月23日（月）18：30～20：00

2 開催場所

幕別町役場2階 会議室2－B

3 出席委員（8名）

大野委員、佐藤委員、山田委員、藤原委員、久保委員、河原委員、笹原委員、笹川委員

※ 中山委員、青木委員は欠席

4 議題

(1) 幕別町男女共同参画計画（案）について

(2) パートナーシップ制度導入の検討状況について

5 事務局出席者

寺田住民生活部長、佐々木住民課長

住民活動支援係：塩飽係長、佐々木主任、尾崎主事補

6 傍聴者

1名

7 議事録

(寺田住民生活部長)

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第4回幕別町男女共同参画審議会を開催いたします。

本日、中山委員、青木委員から、欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

はじめに、開催に当たり、大野会長からご挨拶をお願いいたします。

(大野会長)

皆様こんばんは。

本日は、年末に向けて何かとお忙しい中、男女共同参画審議会の会議にお集まりいただきありがとうございます。円滑な審議の進行に努めさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

(寺田住民生活部長)

ありがとうございました。

ここから先の議事進行は、大野会長をお願いいたします。

(大野会長)

皆さん、よろしくお願いいたします。それでは、次第の3にある議題に沿って、議事を進めます。

はじめに、議題の1、幕別町男女共同参画計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

説明に入る前に、本日の会議資料を確認いたします。事前にお配りしていますが、A4判、1枚ものの「会議次第」、その後ろからが資料になりまして、いずれも右上に資料番号を振っておりますが、A4判、冊子状の資料1「幕別町男女共同参画計画 案」、A4判、2枚綴りの資料2「パートナーシップ制度導入の検討状況について」、残りは参考資料となっておりまして、1番目に、4枚つづりの「幕別町男女共同参画計画 案 概要版」と、参考資料2として、A3判片袖折り、4枚綴りの「男女共同参画関連事業一覧」となっております。なお、前回までの会議でお配りしていた「幕別町附属機関設置条例」、「幕別町男女共同参画審議会規則」、「幕別町

男女共同参画審議会委員名簿」につきましては、今回は割愛させていただいております、本日、会議資料としてお配りしているのは資料１と２、ならびに参考資料１と２、加えて、受付時にお配りした「幕別町パートナーシップ制度実施要綱(案)」の５点となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

不足がある場合は、事務局からお持ちしますので挙手をお願いします。

(1) 幕別町男女共同参画計画（案）について

まず、直近の経過について申し上げますと、前回、11月下旬に開催した第３回の会議においては、計画の素案をお示しして、計画策定の基本的な考え方や、男女共同参画に関する本町の現状と課題、また、諸課題を解決して男女共同参画社会の実現を目指すための基本目標と、その達成に向けた施策の方向性および具体的な取組、そして計画策定後の進捗管理といった、計画の具体的な内容についてご説明し、委員の皆様からご意見をうかがったところです。

それ以降、本日の会議までに実施してきた策定事務としましては、前回会議で審議会からいただいたご意見を踏まえて「幕別町男女共同参画計画 案」を作成した上で、12月上旬には、町長を本部長とする「幕別町男女共同参画推進本部」の会議で内容説明を行い、推進本部会議での協議を経て、計画案を修正してきたところです。

本日の会議では、この計画案について、前回の会議時以降で変更のあった部分を中心に、内容を説明いたします。

最初に、資料１の表紙の裏にある目次をご覧ください。

計画は第１章から第５章までで構成されており、その全体的な構成については、前回お示した素案から変更ありませんが、各章でいくつか修正した部分がありまして、まずは目次を見ながらその修正箇所をお伝えしてから、具体的な修正内容の説明に移りたいと思います。

まず、第１章については、「５ 計画期間」の内容に一部修正を加えております。

次に、第２章については、内容の変更はありません。

次に、第３章は計画の基本目標ということで、基本目標Ⅰが「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」、Ⅱが「男女がともに活躍できる環境づくり」、Ⅲが「安心して暮らせる社会の実現」ということで、３つの基本目標を掲げる、ということには変わりませんが、各基本目標の達成に向けた数値目標について、一部修正を加えております。

次に、第４章については、各基本目標の達成に向けて実施する具体的な取組を記載しておりますが、前回の素案の段階では整理が完了しておりませんでしたので、今回の案の中では、男女共同参画に関連する取組を網羅的に整理し、追記しております。

次に、第5章については、「2 計画の進捗管理」の内容に一部修正を加えております。

また、資料編として、「計画策定の経過」、「審議会委員名簿」、「根拠となる法律」、「男女共同参画関係の年表」、「用語集」の5項目の資料につきまして、素案の段階ではお示ししていませんでしたが、今回、追加しております。

このほか、全体を通して、語句の統一などに向けた修正をしておりますが、計画の内容には影響のない軽微な変更のため、説明は割愛いたします。

それでは、具体的な変更箇所の説明に移ります。

まず、「第1章 計画策定の基本的な考え方」については、ページ番号1ページから5ページまで、変更していません。

6ページを開いていただいて、「5 計画期間」について、10年を計画期間とすることには変わりありませんが、素案の段階では「必要に応じて見直しを検討する」としていたものを「計画の開始後、5年を目途に見直しを検討する」に修正しております。

これは、社会情勢の変化が大きい昨今の状況を踏まえると、計画の見直し検討は必須であろうという考えに基づき、修正したものです。

続いて、7ページからは「第2章 幕別町の男女共同参画を取り巻く現状と課題」ですが、本章の内容は素案から変更していませんので、14ページまでお進みください。

14ページから16ページにかけては、本町における男女共同参画社会の実現に向けた、3つの基本目標について、考え方や施策の基本的な方向性、また、各基本目標の推進目標を記載しております。

まず、14ページの「表3 基本目標Ⅰの推進目標」をご覧ください。

第5章の方に記載していますが、この男女共同参画計画は、今年度に策定し、次年度以降は進捗管理を実施していくこととしており、それに当たって、計画の推進度合いを客観的に評価する必要がありますので、その指標になる事項を基本目標ごとに設定しています。

基本目標Ⅰでは、推進目標を「固定的な性別役割分担意識が解消されている人の割合」としており、表の左から2列目に基準値、3列目に目標値を示していますが、素案の段階では目標値を「増加」としていたものを「85.0%」と具体的な数値に修正しております。

これは、推進目標を定量的に表現することで、計画の「見える化」を図り、より客観的な評価につなげようという考えに基づき、修正したものです。

これと同様に、15ページの基本目標Ⅱについては、表4の左から3列目「目標値」ですが、素案では「減少」としていたものを「35.0ポイント」に、ページをめくっていただいて16ページの基本目標Ⅲについても、表5の目標値を「減少」としていたものを「10.0%以下」にそれ

ぞれ修正しております。

なお、基本目標Ⅲの推進目標については、素案では「DV被害“等”の経験がある“女性”の割合」としていましたが、この「等」の中には被害の経験以外に「相談を受けたことや当事者を知っている」という人も含まれておりましたので、より分かりやすい指標にすべきという考えに基づき、「被害の経験」だけに着目して、さらに基本目標の中で「暴力の根絶」としているのは、男女を問わず推進すべきことと考えられますので、「被害の経験がある人」に修正し、基準値も見直しております。

次に17ページから26ページにかけては「第4章 計画の基本方向と基本施策」を記載していますが、各基本目標の達成に向けた、施策の基本方向と基本施策については、素案の段階から変更ありません。

一方で、各基本施策の具体的な取組については、前回会議の時点では、担当課に対して、男女共同参画に関係する町の事業・取組について、全庁的な調査を行っている最中だったため、素案の方には反映できていませんでしたが、先般、その取りまとめが完了しましたので、本日お示ししている計画案の中に落とし込んでおります。

その取りまとめ結果は、本日お配りしたA3判の参考資料2「男女共同参画関連事業一覧」をご覧くださいなのですが、こちらの表のとおり整理しております。右から4列目「取組内容」に示している取組について、基本目標Ⅰで12項目、基本目標Ⅱで23項目、基本目標Ⅲで11項目、合計46の取組を挙げております。

計画案の17ページに戻っていただきまして、先ほどの取りまとめ結果に基づいて、基本目標Ⅰの基本方向①から順に取組を記載しておりますが、18ページに移りまして、表6のように、基本方向1項目に対して、それに紐づく基本施策と具体的な取組を1つの表にまとめて示す、という形で計画の中に整理しております。

この場では、一つひとつの取組の詳細な説明は省かせていただきまして、少し駆け足になってしまいますが、基本方向ごとの具体的な取組をкаいつまんで説明いたします。

まず表6、基本目標Ⅰの1つめの基本方向「男女共同参画への意識の向上」では、男女共同参画に関連する広報やパネル展の実施等を通した啓発に取り組めます。

次に表7、2つ目の基本方向「男女平等の視点に立った教育の推進」では、男女平等に関する学習機会や教育の推進、地域活動における男女共同参画の促進に関する取組を進めます。

19ページに移りまして、表8、3つ目の基本方向「性を尊重する認識の浸透」では、人権に関する啓発や学校における適切な性教育を推進するほか、多様な性への理解を促進するため、啓発活動に加えて、パートナーシップ制度の整備および情報発信に取り組めます。

この、パートナーシップ制度の整備については、今年度、男女共同参画計画の策定と並行して、導入に向けた事務を進めておりまして、その詳細は、次の議題(2)の方で説明いたします。

続いて20ページからは基本目標Ⅱになりますが、表9に示す1つ目の基本方向「政策・方針決定過程における女性の参画促進」では、審議会等における女性参画の推進ということで、この男女共同参画審議会のような形を目指して、委員の男女比のバランス確保を図ることや、政策の方針決定過程における女性参画の推進に向けて、男女を問わない管理職登用といった取組のほか、農業分野における女性参画の支援を進めます。

続いて21ページから22ページの表10・11には、2つ目の基本方向「男女がともに働くための環境整備」の取組を示しており、まず表10の方には、ワーク・ライフ・バランスの普及浸透に向けた、労働時間削減や各種休暇取得の推進のほか、農業分野の働く環境づくりを挙げています。

22ページの表11には、子育てや介護関連の支援体制充実に向けた取組や、育児休業の取得促進など、家庭生活における男女共同参画の促進に資する取組を挙げています。

続いて23ページの表12、基本目標Ⅱの3つ目の基本方向「就労における男女共同参画の促進」では、各種労働関係法令の周知や、性別にとらわれない採用や人事配置の実施に取り組めます。

24ページの表13、4つ目の基本方向「就業機会の確保」では、事業所に対する意識調査を通じた啓発、ひとり親家庭の支援等に取り組めます。

ページ下部の表14、5つ目の基本方向「地域社会における男女共同参画の促進」では、町内会活動の支援のほか、防災分野における男女共同参画推進に向けて、防災担当部局の女性配置や、避難所におけるプライバシー配慮等に取り組めます。

続いて25ページからは基本目標Ⅲになりますが、表15に示す1つ目の基本方向「男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」では、DV相談窓口の設置などの被害者支援、セクハラに関する研修などに取り組めます。

続いて26ページの表16、2つ目の基本方向「みんなが安心して暮らせる環境の整備」では、よろず相談窓口を設置するほか、高齢者や、障がいのある方が安心して暮らせるよう、その生活や就労の支援に関する取組を進めます。

最後に、ページ下部の表17、基本目標Ⅲの3つ目の基本方向「生涯にわたる健康づくりの推進」では、各種健診体制の充実や健康教室などの開催、また、妊娠や出産に関する学習機会の充実に取り組めます。

以上が、男女共同参画に関する本町の具体的な取組となります。

次の27ページには、基本目標、基本方向、基本施策を、体系図にしたものを記載しております。

すが、こちらは素案の段階から変更ありません。

続いて、本編の最終ページとなりますが、28ページの「第5章 計画の進捗管理」については、ページ下部の「2 計画の進捗管理」に2点、修正を加えております。

1点目は、「第1章の計画期間」の部分でも触れました、計画の見直しについてですが、素案の段階では「見直しの検討を随時行う」としていたものを「計画の開始後、5年を目途に見直しを検討する」に修正しております。

2点目は、図13の中段に示している、計画の効果検証として実施するアンケート調査の実施頻度についてですが、素案の段階では「5年目に実施」を想定していましたが、調査頻度を高めてより多くのデータを集積し、計画の見直しや次期計画の検討に活用することが重要という考えに基づき、「2年もしくは3年ごとに実施」と修正しております。

以上が素案からの変更点となりまして、次ページ以降の資料編については、冒頭でも申し上げたとおり、今回の計画案からお示したところです。

資料編は概要のみの説明とさせていただきますが、1枚めくって29ページは「計画策定の経過」となっており、上段の表は審議会における審議経過、下段の表は策定事務と庁内会議の経過を整理しています。

次の30ページは審議会委員名簿、31ページから35ページは本計画の根拠となる男女共同参画社会基本法の条文、36ページから38ページは男女共同参画について、国際社会と国内および道内の動向を年表の形で整理しております。

39ページから42ページは用語集ですが、計画の中に出てくる男女共同参画関連の用語をはじめとして、関係する用語を幅広く整理しております。

以上が計画案の内容説明となります。

なお明後日、12月25日から約1か月間、パブリックコメントを実施いたしますが、パブコメ用の資料としては、計画案のほか、参考資料1としてお配りしている「計画案の概要版」を公表する予定としております。

今回はパブコメ前の最後の会議となりますので、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたく、お願いいたします。

議題(1)の説明は、以上となりますが、それとは別に、前回の会議時に計画の名称について、「男女」以外の言葉を使って表現できないかと思い、委員の皆さまにもご意見をいただきたいとお話ししましたが、何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

(※複数の意見があったが、老若男女関係なく、誰もが生きやすい社会を目指すという意味で

「ダイバーシティ」という言葉を軸として、計画名を引き続き検討することとなった。)

(大野会長)

ありがとうございます。

今回で決定した方がよろしいですか。次回会議でもよろしいですか。

(佐々木住民課長)

これから、パブコメを経て、次回会議時に決定しますので、事務局の方で、皆さんからいただいた言葉を上手く表現できるように検討したいと思います。

(大野会長)

よろしくお願いいたします。その他にご質問やご意見はありませんか。

なければ、次に計画(案)の内容について、ご質問やご意見はありませんか。

(笹原委員)

企業の経営者の立場と、働く女性の立場から意見を言わせていただきます。

10ページ目、図8のとおり、女性は20代後半をピークに正社員の比率が下がっておりますが、いわゆる「2025年問題」のように、超高齢化による働き手不足が社会的な問題となっているにも関わらず、結婚・出産後は働き方を考えなければならない現実があると思います。

働く女性が集まる場で話を聞くと、子どもがいても働き続けている女性の家庭では、ご主人が育児などに協力的な方が多く、反対に協力的でない場合は、キャリアを失いたくないという理由から、子どもを産まないという方もいました。

出産を機に離職する理由の一つに、いわゆる「小1の壁」があり、子どもが小学校に通い始める時期に子育てと仕事の両立が難しくなるため、女性の退職が多くなるということが社会問題になっています。

これらのことを踏まえて、2点、うかがいたいです。

1つ目は、22ページの表11(2)育児・介護支援体制の充実の事業・取組にある「放課後児童健全育成事業」について、十勝管内で、朝早くから出勤する親御さんのために、学童の開所時間を早めるなど対策している自治体があるという記事を見たことがあるのですが、幕別町にもそのような取組がありますか。

2つ目は、25ページの表15(2)セクシャル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶の

事業・取組に「定期的な職員研修の実施」とありますが、この「職員」が役場職員を指しているのであれば、役場内だけではなく、企業に対しても働きかけるべきではないでしょうか。

（佐々木住民課長）

ご意見ありがとうございます。

1点目、早朝の学童保育等に関する取組は行っていないと思いますが、検討段階のものも含めて、計画に盛り込める取組があるかどうか、担当課に確認いたします。

（笹原委員）

働きたい女性が、出産をためらうような環境を幕別町からなくすことによって、安心して子育てができ、働く方も増えると思いますので、ぜひとも検討していただきたいです。

（佐々木住民課長）

貴重なご意見ありがとうございます。

久保委員にお聞きしたいのですが、校長会議などで、このような取組について議論になったことはありますか。

（久保委員）

学校も働き方改革が進んでおり、仮に校門を開けるために通常より早い時間に出勤した先生は、その分どこかで勤務を割り振りして休まなければいけなくなるので学校としては難しい話だと思います。

（佐々木住民課長）

ありがとうございます。この場で、計画に盛り込めるかどうかは答えられませんが、まずは確認をさせていただき整理したいと思います。

2つ目、25ページ目にあります「職員」については、総務課の事業になりますので、町職員を対象とした事業にはなりますが、これらを含めて、民間企業にも取組を広めていかなければいけないと考えております。

総務課と、民間企業ですと商工観光課が担当しているので、双方の担当課と、複合的な事業の進め方を検討したいと思います。

（大野会長）

他にご質問やご意見ありますか。

（藤原委員）

14、15ページの表の目標値についてですが、この目標値は何か根拠があってこの数値になったのでしょうか。

（佐々木住民課長）

前回までは増加や減少としていましたが、推進本部会の会議で指摘があり具体的な数値を盛り込むことになりました。

この計画については、人の意識を変えていこうという啓発的な意味が強く、数値目標を立てるのは難しいと思っておりますが、検証・評価するにあたり、具体的な数値がないと計画の達成度合の判定ができないということで数値目標を検討したものです。

国や道、各自治体を参考に、基本目標ⅠとⅡについては、人の意識に対する目標値であり、大きな前進は難しいと考えられるため、10%程度の改善を目指すこととしております。

（藤原委員）

16ページの表5は、DVの経験についてですから、理想にはなってしまいますが0%を目指すべきではないかと思えますし、本来なら警察に突き出すような犯罪に対し、目標値の設定が緩い気がします。

（佐々木住民課長）

犯罪を完全になくすというのはとても難しいことで、ここに関しては、限りなく0に近づけることを目指すという意味で「以下」という言葉を追加しております。

（藤原委員）

この「以下」という言葉に意味が込められていることは理解しましたが、「10%以下」より、もう少し力強い表現がよかったなと感じました。

（寺田住民生活部長）

すべての目標値は、100か0かが究極な数値になると思いますが、「絵に描いた餅」にならな

いよう、現実的な数値を考えたものです。

なお、概要版の４ページにありますアンケート調査の結果についてですが、「被害を受けたことがある」というのが回答の選択肢になっておりますので、次回アンケートをとったときに、同じ方に届いた場合、また「ある」と回答することとなるため、この数値はなかなか下がりづらいのかなと考えております。

もちろん、無作為抽出ですので、必ず同じ方に届くわけではありませんが、０％は難しいため、せめて１０％以下にしようということになりました。

（笹原委員）

例えば、回答の選択肢を「１年以内に経験したことがある」にしたらよかったのではないですか。

（寺田住民生活部長）

次回のアンケート時には、そういった設問も入れることを検討しないと、ここの数値は減少しないと思われます。

（大野会長）

ありがとうございます。他にご質問やご意見はありますか。

（藤原委員）

概要版２ページ目の基本目標Ⅰの現状と課題として、アンケート調査の「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思いますか」の回答結果から、課題として「固定的な性別役割分担意識は根強く残っている。」を挙げていますが、例えば１０年前の結果と比較して残り続けているのであれば「根強く」と表現してもよいかなと思いますが、経時的な変化は読み取れないので違うと思います。

（佐々木住民課長）

ご指摘のとおりですので、例えば「一定程度存在している」のような表現に修正したいと思います。

（大野会長）

他にご質問やご意見はございませんか。

なければ、議題の1につきましては、これで終了といたします。

(2) パートナースhip制度導入の検討状況について

(大野会長)

次に議題の2、パートナーシップ制度導入の検討状況について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

A資料2をご覧ください。

議題(1)でも触れましたが、本町の男女共同参画計画において、基本目標Ⅰの中の基本施策である「多様な性への理解促進」に関する取組として位置付けている「パートナーシップ制度の整備」について、導入に向けた事務を進めておりますので、資料に沿って、その検討状況を説明いたします。

はじめに「1 パートナーシップ制度の概要」ですが、パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本において、LGBTQ、いわゆる性的マイノリティと呼ばれるカップルに対して、戸籍制度における「婚姻に相当する関係」とする証明書の発行や届出の受理を通して、行政が独自にお二人の関係を受け止め、官民の様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

十勝管内では、帯広市が令和4年12月から運用を開始しており、本町においても、全国の先進事例を参考に、制度の導入を検討しているところです。

導入自治体については、令和6年6月の状況を示していますが、全国で459自治体、そのうち北海道では27の自治体が導入済みとなっています。

次に、パートナーシップ制度については、申請の方法がいくつかありまして、全国の傾向を見ると、大きく「宣誓」、「届出」、「登録」、「証明」の4つに分類されます。

それぞれの方法について、詳細な説明は割愛いたしますが、「宣誓」はお二人が来庁して職員の面前で宣誓する、「届出」は届出書を提出する、「登録」は登録申請書を提出後、行政は登録台帳に記録するという方法で、「証明」はやや複雑ですが、公正証書など、お二人の関係を証明する契約書と関係書類を役場に提出するというものです。

2ページに移りまして、上段には、パートナーシップ制度の導入によって利用できる公的制度の例を示しておりますが、「公営住宅の入居申込」や「保育所の入所申込・送迎」、「母子手帳

の代理申請」、「住民票の続柄の記載」などが挙げられます。

次に「2 幕別町のパートナーシップ制度案」ですが、「(1)趣旨」は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りをもって自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちを実現するため、制度を導入することとしています。

名称は「幕別町パートナーシップ制度」としまして、根拠規定として「幕別町パートナーシップ制度実施要綱」を制定します。

本制度の中で、いくつか用語の定義をしますが、例えば、あくまでも検討の段階ですが、「パートナーシップ」というのは「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係」と定義します。

次に「(5)対象者」としては、成年であること、町内に住所を有すること、お互いに配偶者やパートナーシップ関係にある者がいないこと、また、近親者でないこと、といったようないくつかの要件を想定しています。

続いて3ページ、「(6)制度の種類」について、パートナーシップ制度には、先ほど申し上げたとおり4つの制度がありますが、全国における導入実績の多い順に「宣誓」、「届出」、「登録」、「証明」となっており、それぞれにメリットやデメリットがあります。

一番上の「宣誓制度」は、全国の約9割で導入されていますが、行政職員の面前で宣誓書に記入することに抵抗感があるといったことが指摘されています。

次に「届出制度」は、当事者からの届出を受け取ることで完結するのですが、行政の姿勢が消極的に感じられるとの意見が見受けられます。

次に「登録制度」は、戸籍制度における婚姻届に類似していて分かりやすいほか、虚偽や不正が判明した際に登録を抹消できるなどの利点があります。

最後の「証明制度」は、当事者が公正証書等の形式で契約を締結し、これを行政が確認したことを証明するものですが、2者の権利義務関係が明確であるため、民間サービスにおいて理解や協力が得られやすい一方で、契約書の作成に手間や費用がかかることが難点です。

これら、4つの制度の特徴を踏まえまして、本町では、利用者にとって親しみやすく分かりやすい制度とするため、制度利用に抵抗感が少なく、戸籍制度に類似している「登録制度」の仕組みを軸に、導入に向けた検討を進めています。

続いて「3 今後のスケジュール」ですが、本日、審議会の委員の皆様からご意見をうかがったのち、実施要綱の案などを整理し、年が明けましたら推進本部会議など、内部の調整を行った上で、1月下旬頃からパブリックコメントにより住民意見をおうかがいし、その意見を反

映させた形で、3月中に「幕別町パートナーシップ制度実施要綱」を成案化して、4月からの運用開始を目指すこととしています。

議題(2)の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見はございませんか。

(河原委員)

4つの分類方法について、戸籍制度に類似している「登録制度」で検討するとのことですが、婚姻は「届出」の申請方法になると思いますので、「登録制度」と類似しているのでしょうか。

(佐々木住民課長)

ありがとうございます。

まず、「申請制度」と「宣誓制度」については、届出したあとは、名前と番号等の一覧は作成していると思いますが、台帳等での管理はしておらず、「登録制度」に関しては、登録台帳を作成し、変更があったら変更届をいただくなど、登録後も管理していくため、そういった意味では、戸籍も届出したあとも管理しているので類似していると考えられます。

(河原委員)

戸籍と類似しているのであれば、婚姻は双方が一緒に来庁しなくても届出できますし、双方同時に来庁となると、制度利用に抵抗感が少ないとは思えないので、「双方が同時に」ではなく、それぞれが登録申請を行えばよいのではないかと感じます。

(山田委員)

万が一、虚偽申請があっても分かりにくいことですし、確認のための「双方同時に来庁」なのかと思いました。

(河原委員)

転入や転出も代理申請できますし、虚偽出来てしまう申請は他にもありますから、わざわざ同時に来庁しなくてもよいのではないのでしょうか。

（佐々木住民課長）

戸籍等は法律で制度化されているものですが、パートナーシップ制度については、根拠となる法律がないものですから、町として登録証を発行する以上、責任を持って管理をしていくために、書類審査や本人の意思確認をしなければいけないと考えておりますので、双方同時としています。

（大野会長）

全国で約9割が「宣誓制度」の方法をとっているのにも関わらず、幕別町が「登録制度」にしたのは、他にも理由がありますか。

（佐々木住民課長）

隣の帯広市が、「登録制度」と「証明制度」の選択制としておりまして、広域連携を考えますと、転出入などで関わる人が多いことに加えて、帯広市と同じ選択制も検討しましたが、「証明制度」に関しては、同市の実績は0件であり事例や相談がないということ、また公正証書を作成するには、手間と費用がかかるため、全国的にも「証明制度」をとっている自治体がほとんどなく、現実的ではないということで、本町としては、「登録制度」のみとしたところであります。

（大野会長）

帯広市では、「登録制度」では実績があるということですか。

（佐々木住民課長）

帯広市では、5件登録がありました。

（大野会長）

分かりました。他にご質問やご意見はありますか。

なければ、議題の2につきましては、これで終了といたします。

（佐々木住民課長）

本日いただいたご意見を踏まえて、計画（案）を修正し、明後日25日から始まるパブリックコメントの資料としますが、修正した資料につきましては、委員の皆さまに郵送させていただきます。

きますのでよろしくお願いいたします。

パブリックコメント後に修正しなくてはならない箇所が出てくると思いますし、お気づきの点があれば、引き続き修正は可能ですので、事務局までご連絡ください。

(3) その他

(大野会長)

最後に、議題3のその他について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

次回開催日程について説明いたします。

事務局としましては、次回、第5回が最終審議会となっておりますが、令和7年2月下旬を予定しておりまして、具体的な日程については、2月28日を第1候補として、委員の皆様のご都合がよろしければ、本日と同様の時刻で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

(大野会長)

それでは、次回の会議は令和7年2月28日の金曜日、18時半からの開催とさせていただきます。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れ様でした。